

賃金構造基本調査の項目別一覧表（案）

事業所項目 項目名	～2019年		2020年～		匿名データ			
	No	区分等	条件等	項目名	区分等	匿名化の方法	備考1	備考2
都道府県番号		47区分		都道府県番号	47区分	▲ ・県単位での地域分け ・全国のみ	◆県単位で調査される (調査票上は市区町村情報なし) ◆都市圏としての地域としては、 県単位での設定は粗い	★地域無し(全国のみ) (現時点では、2地域)
事業所一連番号				事業所一連番号		×	◆同一事業所の特定につながる	★提供しない
(事業所の)産業分類番号		大・中・小		産業分類番号		○ (大分類)	◆中分類では、事業所が少なく、 リサンプリング後、特定につながる ■“C”をどうするか	★大分類で提供 (“C”は削除)
企業全体の常用労働者数	(4)	8区分		企業全体の常用労働者数	8区分	▲ グルーピング(3区分程度)		★グルーピング (4区分、5区分)
				記入労働者数		×	(事業所内のサンプル数)	★提供しない
				常用雇用者 正社員・正職員(男女計)	人単位	×		★提供しない
				正社員・正職員以外(男女計)	人単位	×		★提供しない
				臨時労働者	人単位	×		★提供しない
新規学卒者の初任給額及び採用人員	(5)		民営事業所のみ					
初任給額(学歴別男女別)	(5)①	百円単位				×	◆R2以降と同様の計算方法を 提示	★提供しない
採用人員(学歴別男女別)	(5)①	人単位				×		★提供しない
初任給額の確定状況	(5)②	2区分	民営事業所のみ			×	◆初任給額を提供しないため	★提供しない
【加工】復元倍率				【加工】復元倍率		▲ そのままは不可	◆リサンプリング方法による	★集計結果のものを調整して、 提供する
【加工】民・公区分		2区分		【加工】民・公区分	2区分	▲ 情報の削除	◆調査数が少ない ◆産業が限定されている	★民営のみ提供

個人項目	～2019年						2020年～					匿名データ			
	No		区分等	記入対象(調査対象)			No	区分等	記入対象(調査対象)			提供	匿名化の方法	備考1	備考2
	～2018	2019		雇用形態	就業形態	その他			雇用形態	就業形態	その他				
一連番号	(1)	(1)				(1)					×		(提供前に再付与)	★提供しない	
性別	(3)	(2)	2区分			(2)	2区分				○		■回収1(3) 1ページ →度数は問題なし		
雇用形態	(4)	(3)	5区分			(3)	5区分				○		■回収1(4) 1ページ →度数は問題なし		
就業形態	(5)	(4)	2区分	常用		(4)	2区分	常用			○		■回収1(5) 2ページ →度数は問題なし		
最終学歴	(6)	(5)	4区分	常用	一般	(5)	9区分	常用			○		■回収1(6) 2ページ →度数では問題なし (クロスの必要性は?) ◆提供する地域区分が少ない ◆削除、他の区分とのグルーピングを行うと、この統計調査の目的から有用性に大きな問題を生じる ◆外観からでは識別できない (←中卒が少ない)	★このまま提供	
新規学卒者						(6)	—	常用	一般	本年3月卒業者	—		◆令和2年以降の調査項目のため、対象外	☆対象外	
年齢	(7)	(6)	各歳			(7)	各歳				▲	・トップコーディング ・グルーピング	■回収1(7) 3ページ →75歳以上は度数が少ない ◆他調査と整合性をとり、5歳階級区分とする。 ◆24歳以下は、学校卒業の年齢の有用性のため細分化する。 (15～17歳の構成割合は0.47%、他の区分は0.5%以上) ◎しきい値の決定	★75歳【P】以上でトップコーディング ★5歳階級でグルーピング (ただし、24歳以下は、労働力調査の区分(15～17歳、18・19歳、20・21歳、22～24歳)で提供)	
勤続年数	(8)	(7)	年単位	常用		(8)	年単位	常用			▲	・トップコーディング	■回収1(8) 1、2、5ページ →1:一般労働者では、40年前後から度数が少ない →2:短時間労働者では、20年前後から度数が少ない ◆度数分布の確認及び年齢のトップコーディングをあわせて検討する。(例:年齢において、75歳以上をトップコーディングする場合は、75-15=60歳以上) ◎しきい値の決定		
労働者の種類	(9)	(8)	2区分	常用	産業C,D,E,H481 & 事業所規模10人以上						×		◆小分類H481が特定される	★提供しない	
役職番号	(10)	(9)	5区分	常用	企業規模100人以上	(9)	5区分	常用		事業所規模10人以上	○		■回収1(10) 1～3 8ページ →2:一般労働者では度数は問題なし(性別とのクロスは必要) →3:短時間労働者は、度数が全国でも少ないため、提供しない	★短時間労働者については、提供しない	
職種番号	(11)	(10)	129区分		役職該当者以外	(10)	144区分				▲	・グルーピング	■回収1(11) 1～3 12ページ →元の分類では、度数が少なすぎる分類がある。 ◆日本標準職業分類とは大きく異なり、調査独自のものとなっている。 ◆大多数を占めるとと思われる事務職や営業職については、符号はない。	★グルーピング(7区分)	

個人項目	～2019年						2020年～					匿名データ			
	No		区分等	記入対象(調査対象)			No	区分等	記入対象(調査対象)			提供	匿名化の方法	備考1	備考2
	～2018	2019		雇用形態	就業形態	その他			雇用形態	就業形態	その他				
経験年数	(12)	(11)	5区分	常用		役職該当者以外	(11)	5区分	常用		事業所規模10人以上	○		■回収1(12)-1～3 15ページ →度数は問題なし	★5区分のまま提供
実労働日数	(13)	(12)	日単位				(12)	日単位				▲	(「一般労働者」「短時間労働者」ごとに) ・トップコーディング ・ボトムコーディング	■回収1(13)-1～3 19ページ →2:一般労働者では、17日以下及び28日以上で度数が少ない →3:短時間労働者では、27日以上で度数が少ない ◆トップコーディングは、一般労働者及び短時間労働者ともに、28日をしきい値 ◆ボトムコーディングは、一般労働者のみ、17日以下をしきい値 (ボトムコーディングは不要か？ ⇒外親からでは識別できない) (トップコーディングも同様か？ しきい値は30日？) ◎しきい値の決定	
所定内実労働時間数	(14)	(13)	時間単位				(13)	時間単位				▲	(「一般労働者」「短時間労働者」ごとに) ・トップコーディング ・ボトムコーディング	■回収1(14)-1、2 22ページ →2:一般労働者では、1時間ごとでは全般で度数が少ない →3:短時間労働者では1時間ごとでは全般で度数が少ない ◆トップコーディングは、一般労働者及び短時間労働者ともに、「実労働日数」に合わせるか？ (8時間×28日=224時間？ or 単純に累積度数割合から、215時間？) ◆ボトムコーディングは、行わない？ (⇒外親から識別できないは、理由とならない。トップコーディングも同様のため) ◎しきい値の決定	
超過実労働時間数	(15)	(14)	時間単位				(14)	時間単位				▲	(「一般労働者」「短時間労働者」ごとに) ・トップコーディング	■回収1(15)-1、2 28ページ →2:一般労働者では、1時間ごとでは全般で度数が少ない →3:短時間労働者では0時間がほとんどである(84%以上) ◆トップコーディングは、累積度数割合から、しきい値は(キリの良い) ・一般労働者は、80時間 ・短時間労働者は、40時間 ◎しきい値の決定	

個人項目	～2019年						2020年～					匿名データ			
	No		区分等	記入対象(調査対象)			No	区分等	記入対象(調査対象)			提供	匿名化の方法	備考1	備考2
	～2018	2019		雇用形態	就業形態	その他			雇用形態	就業形態	その他				
きまって支給する現金給与額	(16)	(15)	百円単位				(15)	円単位				▲	(「一般労働者」「短時間労働者」ごとに) ・トップコーディング ・ボトムコーディング	◎しきい値の決定	
超過労働給与額	(17)	(16)	百円単位				(16)	円単位				▲	(「一般労働者」「短時間労働者」ごとに) ・トップコーディング ・ボトムコーディング	◎しきい値の決定	
通勤手当	(18)	(17)	百円単位	常用		産業E&事業所規模99人以下 産業I,K70,L,M,N,P,R&事業所 規模29人以下						×		★記入対象が、「産業E&事業所 規模99人以下」、或いは、「産業 I、K70、L、M、N、P、R&事業所 規模29人以下」と限られている。 〔「きまって支給する現金給与額」 には含まれており、うち数の扱い となる。 ★調査変更の諮問(諮問第132号 (令和元年6月27日))より、 「最低賃金の審議資料に賃金構 造基本調査の結果を活用するた め、小規模事業所に限り調査を 行ってきた。(最低賃金では3手 当を算入しないこととされてい る。)3手当は一部事業所のみ調 査しており、一般的には使い勝手 が悪いものとなっている。(後略)〕 の理由から令和2年調査から廃 止されている。	★提供しない
精皆勤手当	(19)	(18)	百円単位	常用		産業E&事業所規模99人以下 産業I,K70,L,M,N,P,R&事業所 規模29人以下						×		★提供しない	
家族手当	(20)	(19)	百円単位	常用		産業E&事業所規模99人以下 産業I,K70,L,M,N,P,R&事業所 規模29人以下						×		★提供しない	
昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額	(21)	(20)	百円単位	常用			(17)	円単位	常用			▲	(「一般労働者」「短時間労働者」ごとに) ・トップコーディング ・ボトムコーディング	◎しきい値の決定	
在留資格番号		(21)	28区分	常用		外国人(特別永住者等除く)	(18)	28区分	常用		外国人(特別永住者等除く)	○		◆元となる在留資格の区分をまと めているため、これ以上のグルー ピングは難しい。 ◆在留外国人の縮図になるような 分布ではない。提供の際には、そ の旨を利用者に提示する必要が ある	★グルーピング(6区分)